

市民委員会資料

所管事務の調査（報告）

中央卸売市場北部市場廃発泡スチロール処理について

- 資料1 廃発泡スチロール処理業者の選定の一時停止についての協議
- 資料2 第1回北部市場廃棄物適正処理検討委員会
（平成23年5月23日開催）資料
- 資料3 第2回北部市場廃棄物適正処理検討委員会
（平成23年6月24日開催）資料
- 資料4 廃発泡スチロール処理の適正化に向けた課題等についての
照会文書（平成18年9月8日付け18川経北管第495号）
及び回答
- 資料5 北部市場ごみ処理に関する確認書（平成17年4月1日）
- 資料6 水産からの廃発泡スチロール処理業者選定に係る要望書の回答
（平成22年12月6日付け22川経北管第417号）
- 資料7 北部市場、南部市場水産物部卸売会社 川崎丸魚株式会社からの
寄付金について
- 資料8 北部市場廃発泡スチロール処理量について
- 資料9 「1円入札」についての川崎北部市場運送サービスへの
聞き取り調査
- 資料10 平成19年に管理係が作成した廃発泡スチロール処理経費負担
見直しの工程表

経済労働局

平成24年5月31日

廃発泡スチロール処理業者の選定の一時停止についての協議

協議日：平成24年4月26日（木）

場 所：管理棟3階市場長室

出席者：廃発泡スチロール協議会会長 川崎北部市場水産仲卸協同組合理事長 種村誠二
廃発泡スチロール協議会副会長 川崎北部青果仲卸協同組合理事長 堀切正夫
廃発泡スチロール協議会副会長代理 川崎市中央卸売北部市場商業協同組合専務理事
水上勝尚
栗原市場長、小山管理課長、鈴木管理係長

（市）

4月25日の市民委員会において、廃発泡スチロール処理業者の選定等について報告させていただいたところ、さらに市民委員会において議論が必要なことから約1ヶ月間、選定作業を一時停止できるか廃発泡スチロール協議会に尋ねてほしい旨の要請があった。本市としては、北部市場における廃発泡スチロール処理の一層の健全化を進めるためにも選定作業の一時停止について御理解をいただきたいと考えている。市民委員会への報告まで多少時間があるので協議会でよく検討していただき協力願いたい。

（種村会長）

市民委員会での議論の概要もよく分かったが、我々排出者が処理業者を選定するシステムがやっと出来上がろうとしており、行政からのチェックを受けるとともに環境法令等も遵守してやっている。現在、各団体から推薦していただいた処理業者の業者説明会を開催している最中でもあり、この一連の流れを止めることはいろいろなところで支障がでる可能性があり、一時停止することは難しいと考えている。

（市）

ご検討をお願いします。なお、口頭で今お伝えしたが後日文書でも依頼させていただく。5月8日までには回答をいただきたい。

（水上副会長代理）

この段階で止めることは難しいと思う。

（堀切副会長）

止めることは難しいが他の委員とも相談する。

（種村会長）

他の委員とも協議して期日までに回答する。

第 1 回 （仮称）北部市場廃棄物適正処理検討委員会

平成 23 年 5 月 23 日（月） 11 時
北部市場管理事務所棟 3 階 第 2 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委員会設置要綱について
- 3 廃発泡スチロール処理業者の選定について
- 4 質疑応答
- 5 閉会

【配布資料】

- （1）「北部市場廃棄物適正処理検討委員会設置要綱（案）」
- （2）「北部市場内廃発泡スチロール処理に係る業者選定について（案）」
- （3）「廃発泡スチロール処理業者選定フロー」
- （4）「廃発泡スチロール処理業者選定 日程表（案）」

北部市場廃棄物適正処理検討委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 川崎市中央卸売市場北部市場（以下「北部市場」という。）における適正な廃棄物処理のあり方を検討するため、北部市場廃棄物適正処理検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）事業系一般廃棄物及び木製パレット等産業廃棄物の適正処理に関すること。
- （2）廃発泡スチロール処理業者の選定及び廃発泡スチロールの適正処理に関すること。
- （3）その他、必要な事項

（組織及び委員）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員長は、毎年度、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

（関係者の出席）

第5条 委員会において、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（召集）

第6条 委員会は、必要のある場合に委員長が召集する。

2 委員長は、その会議の議長となる。

（議事）

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（事務局）

第8条 委員会に関する庶務は、経済労働局北部市場管理課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成23年 月 日から施行する。

<別表> 北部市場廃棄物適正処理検討委員会

区 分	役職名
委 員	川崎中央青果株式会社 代表取締役社長
委 員	川崎丸魚株式会社 取締役社長
委 員	横浜魚類株式会社川崎北部支社 取締役支社長
委 員	川崎北部青果仲卸協同組合 理事長
委 員	川崎北部市場水産仲卸協同組合 理事長
委 員	川崎市中央卸売北部市場商業協同組合 理事長
委 員	川崎市中央卸売市場 北部市場長

北部市場内廃発泡スチロール処理に係る業者選定について（案）

第1回委員会 平成23年5月23日（月）

- ・選定スケジュールの確認（⇒「廃発泡スチロール処理業者選定 日程案・フロー」参照）
- ・選定手続きの確認（⇒「平成24年度北部市場内廃発泡スチロール処理に係る業者選定実施要領」参照）
- ・処理業者の推薦について（⇒実施要領6ページの「産業廃棄物処理業推薦業者名簿」の提出（市の産業廃棄物処理業者61社から各団体から2業者まで推薦可。））
- ・市の処理業者の指名について（⇒現処理業者を含む7社）
- ・予定価格の決定（【参考】平成22年度処理単価⇒36円/kg）

処理業者に対する仕様の概要

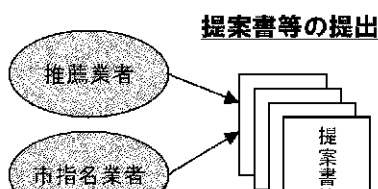
- 【予定数量】
約400トン（平成22年度実績）
- 【受付・処理時間】
受付／5時～14時
処理／当日の6時～14時
- 【遵守事項・環境配慮】
・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の遵守
・周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにすること。
・活性炭の定期交換等、臭気対策を行うこと。
・産業廃棄物処分後の残渣物の適正処理
・産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の使用
- 【適正処理体制の整備・充実】
・従業員の教育等による、業務体制の整備
・設備機器等の日常点検等

処理施設等	内 容
設備機器等	①破砕機 ②減容機 ③脱臭装置（2台） ④中間ストックタンク ⑤計量器（2台） ※無償貸与 ※設備機器の選定は、川崎市が行い、市の責任においてリース会社と賃貸借及び保守に関する契約を締結します。
施設等	①倉庫（30㎡×2） ②事務所（30㎡） ③処理場（288㎡） ④土地（650㎡） ※使用料免除 ※施設等の使用にあたっては、処理業務に必要なとなる使用施設等について、事前に川崎市と協議の上、施設の使用許可手続きを行います。
光熱水費	※川崎市が負担

第2回委員会 平成23年6月24日（金）

- ・提案書の審査（⇒「廃発泡処理業者選定審査資料」参照）
- ・入札参加者の決定（⇒要綱に基づき、過半数により決する。）
- ・入札方法についての確認

提案書等の審査の概要

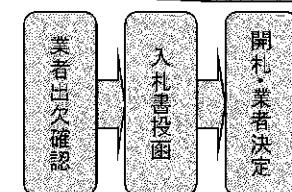


環境配慮	環境に配慮した提案になっているか。
安全性	業務実施に当たり安全性が確保され確実に業務が実施できるか。
研修・教育	業務開始に当たり適切な研修や教育が実施され、適切な業務の実施が期待できるか。
業務体制	業務を適切に実施できる業務体制となっているか。
業務改善	効率化やコスト削減に対して効果的な提案がなされているか。
実績等	業務を成功させるための廃発泡スチロール処理等の実績があるか。

第3回委員会 平成23年7月7日（木）

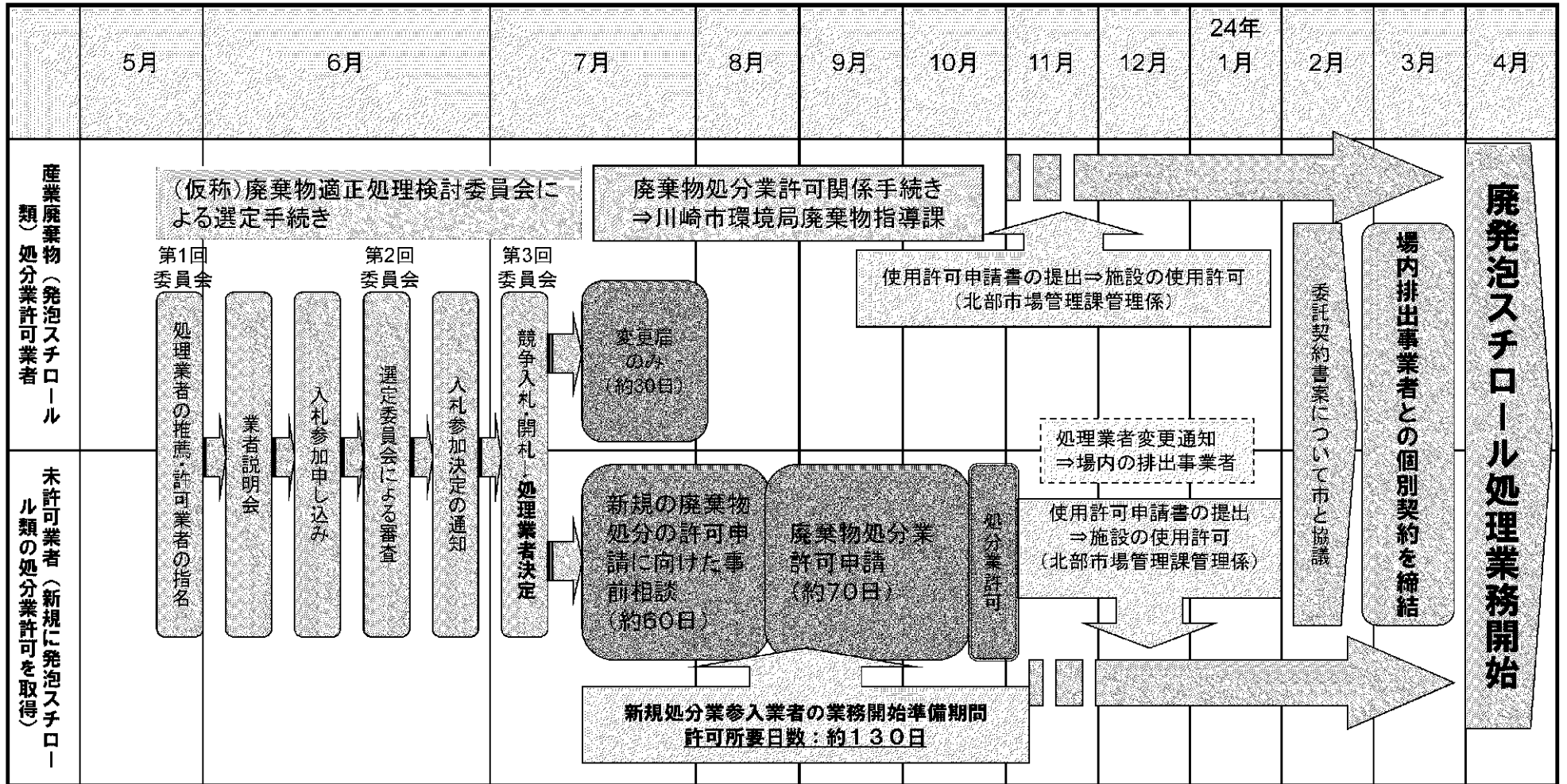
- ・入札の立会い（市の契約事務に準じて、入札を行う。）
- ・開札（7月7日（木）13時30分から、管理棟3階第1会議室にて執行予定）
- ・処理業者の決定

処理業者決定のための入札の概要



- ・最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- ・落札者となる者が2名以上⇒直ちにくじにより決定する。
- ・入札書記載金額の最も低いものが予定価格を上回る場合⇒引き続き入札を行う。（原則、1回まで）
- ・落札者及び第2位者、第3位者も決定し、落札者が処分業の許可を得られなかった場合は、第2位者を落札者とみなし、第2位者も許可を得られなかった場合は、第3位者を落札者とみなす。

廃発泡スチロール処理業者選定フロー



廃発泡スチロール処理業者選定 日程表(案)

	内容等	日程	場所
1	第1回委員会	平成23年5月23日(月) 11時～(確定)	管理棟3階第2会議室
2	業者推薦提出期限 ※市も同時時期に処分類許可業者を指名	平成23年6月3日(金) 17時まで ※推薦業者・指名業者あて実施要領等を送付する。	—
3	業者説明会参加申込み期限	平成23年6月8日(水) 17時まで	—
4	説明会日時連絡	平成23年6月9日(木) ※申込み締め切りから2日以内に、管理課で調整のうえ、 時間を指定する。	—
5	業者説明会	平成23年6月13日(月) 及び6月14日(火)	第1会議室 処理施設(見学)
6	実施要領等についての質問受付期間	平成23年6月6日(月)～6月15日(水)	—
7	質問に対する回答	平成23年6月16日(木) ※受付締切日から1週間以内に全申込者あてに回答	—
8	入札参加申込期間	平成23年6月20日(月) 午前9時～6月21日(火) 午後5時 ※郵送又は持参による。	—
9	第2回委員会・入札参加者決定(審査)	平成23年6月24日(金) 13時30分～	第1会議室
10	入札参加者決定通知発送	平成23年6月27日(月)(予定)	—
11	第3回委員会・入札・開札(業者決定)	平成23年7月7日(木) 13時30分～ 受付13時15分～	第1会議室
12	契約の締結期限	平成24年3月31日(土)	—

第1回北部市場廃棄物適正処理検討委員会

日 時 平成23年5月23日(月) 11時から12時まで

場 所 第2会議室

出席者 川崎中央青果協代表取締役社長 本田宏行

川崎丸魚協事務取締役 藤川勝敏

横浜魚類協川崎北部支社取締役支社長 榑秀保

川崎北部市場水産仲卸協同組合理事長 種村誠二

川崎北部青果仲卸協同組合理事長 堀切正夫

川崎市中央卸売北部市場商業協同組合専務理事 水上勝尚

開設者 栗原市場長、成田管理課長、鈴木管理係長、谷津、山内(報告者)

定刻ちょっと前ですが、皆さんお集まりですので、仮称なんですけれども、第1回の北部市場廃棄物適正処理検討委員会を開催させていただきたいと思います。前回5月13日の説明会の中で、北部市場内の廃棄物全般について検討する場として当委員会を設置するというので、丁承していただいたかと思います。

委員会の設置要綱を定め、皆様方に委員を務めていただくという形ですけれども、委員会の中身について、皆様にご了承いただいた上で、その先に進ませていただきたいと思います。では、委員会設置要綱について説明をお願いします。

名称は北部市場廃棄物適正処理検討委員会ということで提案させていただきます。中身の説明について、[]さん、お願いします。

(委員会設置要綱について資料により説明)

当委員会では、北部市場における廃棄物の適正処理について扱うものとします。委員長は毎年度互選により定めますが、今年度については市場長が務めることとなりました。また、委員長は、必要に応じて関係者の招集を行うことができます。

前回、廃発泡スチロール業者選定委員会として提案させていただいたんですけれども、一般廃棄物等々も含めて廃棄物の適正処理を検討する場として設置したいと思います。また、前回、[]からご指摘いただいたことなんです、花卉等云々ということについては、関係者の出席という形で協議することとしたいと考えています。ただ、全一挙に協議ということも難しいので、個別具体の課題ごとにやっていこうと考えておりますので御理解いただければと思います。

また、委員長については、前回の互選の中で私が処理させていただくんですが、この委員会の設置要綱について皆様のご意見をいただきたいと思います。

基本については前回と変わらないんですが、所掌事務を改めたこと、関係者の出席について付記したこと、互選であることを明記したことといったことなんですがいかがでしょう。

(一同) (問)

では、これで委員会を設置させていただきたいを思います。廃発泡スチロール処理業者の選定の話に移る前にですね、この間の動きについて報告させていただきたいと思います。現行処理業者の市場運送サービスと排出者との話し合いの場の設定について、過去私どもからもお願いして、交渉を続けてきたわけではございますけれども、急遽ですが、21日の土曜日に、[]さんと[]とで話し合いがもたれました。過去の経緯とか今後どうするといった話もあったんですけど、結論には至りませんで、[]の方からは、このスキームができたので、この中で選定を行いたい旨を[]に伝えたと伺っております。[]さんからご報告があればお願いします。

過去不幸なことに話し合いがもたれてこなかったということは[]から聞きました。平成19年に民民になってから話し合いに応じなかったというのは事実ですが、我々としても過去についてどうこう言うつもりはございません。ただ、こういうスキームで、毎年入札で業者を決定することが透明、公平であろうということは[]に申し上げてきました。[]さんにも個人的な考え方があるかとは思いますが、こういう形で進めると決まったわけですから、様々な事情を挟むと無用な混乱が起きるかもしれませんので、この形で進めたいということをしてしまして、[]さんにもご了承いただけたかと思ってます。ただ、話し合いについても、これで終わりというわけではなく、現状処理を行っているわけですし、要望等あれば、話し合いに応じていきます。

こういった話について、皆さんが後から聞いたり他から聞いたりというのも気持ちのいいものではないでしょうから、ご報告させていただきました。廃棄物関係については、皆様方にオープンにして情報開示をしていきたいと思っていますので、この件につきましてもご質問等あればこの場でお話していただいても結構です。

発泡については、[]さんの言うとおり、委員会の場で扱うべきこと。行政からも何度もお願いしてきたのに、話し合いを何で今更行ったのかという感じもする。委員会で行っていく方が正しいと思いますよ。

うちとしては、この委員会で進めていきたいと考えているんですが、一点だけ最終確認させていただきたいと思います。業者の選定について、委員会における話し合いによるのか、そうではなく、うちが提案させていただいている入札方式によるのかについて、決定していただきたい。というのも、市が提案した方式を押し付けているという捉え方をされていると困りますし、委員会の中で話し合っ選定方法を決定したという形が筋だと思っています。また、皆さんだけで話し合っ決めてという考え方もあるんですけど、市の施設等使用している以上行政が関与しないというのも無責任ですので、こういう委員会を設定してどうする

のか話し合うことが筋だと思います。ですので、改めて、話し合いによって選定方法を決めていただきたい。

■ さんはいかがですか。

■ 検討委員会の設置要綱という土台が出てきましたし、問題はないと思います。話し合いか入札かは委員で議論して決定すればどちらでも矛盾はないと思います。

■ 委員会については、前回承認しましたけれど、話し合いの余地もないではないということですが、過去、話し合いによること自体で硬直してきたと聞きます。そうであるなら、この委員会を活用していくことが、よりスムーズな形でいけるのではと思います。

■ 話し合いも委員会の中で行います。

■ そうであるとしても、私としては入札等で行うほうがよいと思います。

■ 最初は話し合いと思っていたけれど、これだけ詰めてきているわけだし、話し合い云々より、入札のほうが公平だしスッキリする。市場運送サービスもきっちり考えてこなかったこともあるし、私が支えようと思っても支えられない。86円という処理単価が高いというなら、入札にかければ、それより安くなるんだから方法としてはいいのではないか。話し合いよりは入札がよいだろう。

■ 私どもも市場運送サービスを排除するつもりはない。他に参入したい業者があれば機会は設けたい。そういう機会が設けられなかったことが問題だと考えています。

■ 話し合いは進まないし、入札ならそれが一番いいでしょう。毎年行うことだし、公平でしょう。

■ 入札なら第3者も納得できる。

■ 今、皆さんからお話を伺って、委員会としては入札により処理業者を選定することによってよいでしょうか。

(一同) 可。

■ ただ、安かろう良かろうでないといけない。我々も選定については責任を持って行わないといけない。

■ それでは、選定は入札で行うということで決定とします。では、うちで提案させていただいている入札の考え方について説明させていただきます。

(資料により選定方法等について説明)

■ 今回の委員会では、業者あての仕様について確認を行います。第2回の委員会では提案書の審査と入札参加者の決定を、第3回では入札と処理業者の決定を行います。

■ また、業者への通知等は市で行います。入札方法の詳細は、第2回の委員会にて説明します。

■ 仕様の予定数量は昨年度実績で、受付時間等は昨年通りです。設備機器につい

でも、激変緩和ということで今の形になっているんですが、平成24年度もそのままとします。こういった条件で、インゴットの販売価格等も計算して入札価格を決定するというのが仕様の概要なんですけれど、抜け等はあるでしょうか。

■ 予定数量が400トンとなっておりますけれど、3割、4割減ったとかなるとどうでしょうか。

■ おそらく減るでしょうね。

■ 300~400トンとしておくほうがよいのでは。

■ 最近の傾向はどうですか。

■ 過去数年右肩下がりで。

■ ただ300トン割り込むことはないでしょう。400トンでもよいかとは思いますが。

■ インゴットの価格も変動がありますし、そういった場合は別途協議になるんじゃないかな。

■ 年間契約ですし、うちとしても年度内での価格変更には対応できませんから、それは業者の負担とするべきでしょう。

■ 今年は震災等の影響もあるのでは。

■ では、処理量には波があるが、契約は年間契約で単価について1年間変更はないことを明記しましょう。処理時間はどうでしょう。

■ 実際の処理時間はこんなにかからないと思いますが、ある程度幅は欲しいのでこのままがいい。

■ 別の業者になったとき、受付はどうなのか。

■ 処理を明日にするとか、時間を過ぎたら窓口を閉めればよい。

■ では、受付時間等はこのままで。仕様については、処理量を修正して、年間契約で単価の変更がないことを明記します。この仕様に基づいて、業者が出してきた提案書を6月24日の委員会で審査します。ここで安かろう悪かろうにならないようにチェックします。

■ 審査できるのか。

■ 中身の審査が難しければ、排除はしないで入札にもっていく。書けといった項目を書かないような業者については排除していく。基本は全部入札にもっていく。委員会での審査の結果決定した入札参加業者には、うちから通知して7月7日に集まってもらう。その際には、委員の皆様に入札と開札に立ち会っていただきます。落札者については、環境の審査に通るか分からないので、第3位まで決定します。それならば時間的にも大丈夫かと思います。

■ その他ご質問があればお受けします。

■ 設備機器等で、設備と光熱水費では具体的にいくらくらいですか。

■ 年間で約2000万くらいです。

この負担についても検討していきたいので、あえて平成24年度は市の負担ということを書き記しました。ただ、一般廃等も含めて負担について今すぐということも難しい。廃棄物全般については、皆さんの経営等も関係している。

今この場で挙げるつもりはないんですけど、廃棄物全般についてこういった場を設けていければと思います。

設備等を市が負担しないとキロ当たり50円値上がりします。

ごみ問題は経営問題だ。ただ、処理業者を押さえ込むわけにもいかない。一般廃については14円から18.5円に値上がりしたが、その理由がわからない。透明性をもったほうがいい。

一般廃は市の事業じゃなくてもよい。

現在、一般廃は市の入札ですけど、市民にもできなくはない。

ただ、発泡は市場内で処理してますが、一般廃は外での処理ですから、皆さんが通う業者と契約して、複数の業者のパッカー車が入り出して収集場所も違ってとなるとどうかと。

市の補助がなくなれば自由にできるんだろう。

ただ、商店街とかでもそうですけれど個別になると運送費の関係で単価が上がりますよね。市場としてもまとめたほうがいいと思います。

一般廃についても、負担は別にして、発泡と同じように委員会で業者を選定することも可能と聞いています。負担云々というのは、この委員会の中で話し合っていくことです。

できるならやればよい。

ただ、複数の業者が入り出すことは好ましくないの、委員会で一つの業者に決定するべきです。

それはそうだ。

今後は、一般廃等についても話をしていきたいので、よろしくお願いします。

発泡処理業者の推薦についてなんですけれど、皆さんからはリストの61社から推薦していただくわけなんです、推薦の有無に係らず、市から現在発泡処理の許可を持っている7社については指名させていただきます。

応じるかどうかは別ですが、7社については必ず市から声をかける。皆さんから推薦があれば別途乗せるということです。ただ、どこも規模小さいので、応札するのが市場運送サービスだけかもしれない。

その可能性もありますよね。

1社のみだったら話し合いになるのか。

予定価格があるから入札はする。それを越えれば話し合いになるのでは。

市の場合は、不調になって再度募集をかけて入札になる。

1社だけだったら、また委員で集まって話し合いでどうするか決めましょう。

■ ちなみにインゴットはいくらくらいですかね。

■ 20円は切らないと聞いてます。今は30円を超えているかもしれない。もし400トン出るとしたら年間1200万円になる。

■ 運送サービスでなければインゴットを扱うところはないのでは。

■ 専門の買取業者がある。

■ 処理費36円とすれば400トンかけて1440万、インゴットを20円としたら800万で合計2240万が収入になるんですか。

■ そうです。その中で、利益が出るかどうかです。

■ それでは、予定等はどうですか。6月24日と7月7日には予定を入れておいていただきたい。

■ 24日は予定があります。

■ 難しいということなら副理事等に出席をお願いしたい。

■ 丁解した。

■ ありがとうございます。では、推薦業者用の概要等が必要な方は配布させていただきます。

■ 1部お願いします。

(■ ■にも1部配布)

■ 6月3日が推薦期限になりますのでお願いします。

■ では、委員会の設置についてご承認いただき、選定については入札ということで決定しました。また、説明させていただきました仕様に基づき、業者へ通知するとともに、このスケジュールで進めていくことも確認させていただきました。今日はお忙しいところありがとうございました。

第 2 回 北部市場廃棄物適正処理検討委員会

平成 23 年 6 月 24 日（金） 13 時 30 分

北部市場管理事務所棟 3 階 第 1 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 廃発泡スチロール処理業者の選定（事前審査）について
- 3 その他

【配布資料】

- （1）「廃発泡スチロール処理業者選定に係る審査基準・方法」
- （2）「平成 24 年度 北部市場内廃発泡スチロール処理に係る業者選定 提案等の概要」

廃発泡スチロール処理業者選定に係る審査基準・方法

1 審査基準

審査については、「平成24年度 北部市場内廃発泡スチロール処理に係る業者選定実施要領」記載の審査基準に基づき実施する。

NO	審査基準
1	推薦業者名簿（推薦業者の場合）及び下表（提出資料一覧表）の提出書類の提出がない場合は、入札に参加できない。
2	書類審査等の結果、次の入札参加の各要件を満たしていない場合は、入札に参加できない。 <入札参加要件> （1）市内業者であること。（市内に支所・支店を置く事業者を含みます。） （2）国税及び川崎市税の未納がないこと。 （3）川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 （4）市内産業廃棄物（発泡スチロール類限定）処分業許可を有するか、選定後当該処分業許可申請を行ったうえで、本市の処理施設を適正に使用し廃発泡スチロール処理業務を責任をもって実施する能力のある事業者であること。
3	提案書の内容に基づく審査の結果、委員会において <u>過半数の同意</u> が得られない場合は、入札に参加できない。

※提出資料一覧表

	提出書類	提出部数	
		川崎市登録業者以外	川崎市登録業者
1	入札参加申込書（様式2）	1部	1部
2	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1部	不要
3	産業廃棄物処分業許可証の写し	1部	1部
4	法人に係る代表者の印鑑証明書	1部	不要
5	国税の納税証明書 ※「その3の3」（（法人税と消費税及び地方消費税）の未納額のない証明用）を提出すること。	1部	不要
6	川崎市税の納税証明書 （1）申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。 （2）固定資産税（償却資産を含む。）については、平成21年度、平成22年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。	各1部	不要
7	提案書（1）環境配慮・安全性について（様式3）	1部	1部
8	提案書（2）研修・教育及び業務体制について（様式4）	1部	1部
9	提案書（3）業務改善（様式5）	1部	1部
10	提案書（4）廃発泡スチロール処理等の実績等（様式6）	1部	1部

事務局で
審査済み

提案書の
概要参照

2 審査方法（提案書の審査）

前記「1」の審査基準1及び2については、事務局において審査した結果、別添の「提案等の概要」のとおりとなった。提案書については、審査の考え方に基づき審査を行い、委員会において過半数をもって決する。

審査項目	審査の考え方
提出書類	推薦業者名簿（推薦業者の場合）及び実施要領「5－（1）」の提出書類の提出があるか。
入札参加要件	実施要領「3」の各要件を満たしているか。
（1）環境配慮	環境に配慮した提案になっているか。
（2）安全性	業務の実施にあたり安全性が確保され確実に業務が実施できるか。
（3）研修・教育	業務開始に当たり適切な研修や教育が実施され、適切な業務の実施が期待できるか。
（4）業務体制	業務を適切に実施できる業務体制となっているか。
（5）業務改善	効率化やコスト削減に対して効果的な提案がなされているか。
（6）実績等	業務を成功させるための廃発泡スチロール処理等の実績があるか。



【審査結果】 ◎審査の考え方に基づき、提案書を審査した結果、総合的に処理業務を実施するうえで支障がないと判断できる場合は、「適」とする。	適・否
---	-----



6名の委員の過半数により入札参加の可否を決定する。
 （委員の4名以上が「適」→入札参加）
 ※可否同数のときは、委員長の決するところによる。

※入札参加者決定の通知（「実施要領」4頁）

委員会は、入札参加者を平成23年6月27日（月）（予定）までに決定し、申込者全員に審査結果通知書を送付します。

年度	事業名(区)	実施年度	実施場所	実施内容	事業内容				事業効果(区)
					環境配慮・安全性	研修・教育及び研修体制	施設改善	高研等	
1	岐阜和企業 (田崎区)	施設	通	通	・防犯カメラ、異物の侵入防止に努める。 ・作業上の事故や故障により発生した、異物を碎片等は除去に努めるため、可能な限り防止に努める。 ②安全性 ・安全ヘルメットの着用制度などを実施し、現場での作業者の安全を十分の確保し業務も質の維持、向上に努める。 ・作業中の安全についても最適な物を支給する。	①研修・教育 ・定期的に安全衛生会議を実施する。また、産業廃棄物管理課程をはじめとする、廃棄物関連事項などにたいして研修する。 ②研修体制 ・従業員：4人体制(常勤3人(内4人は市内委託)) ・指示系統：本社業務管理者→関係責任者→作業リーダー→作業員(市は現場責任者を通じて指示) ・その他：処分関係研修者1名	・異物の侵入において、最適な状況での確認に注力し、かつ異物侵入の際に野の御機嫌部隊の協力の維持・向上を図るとともに、骨により鮮血等の危険発生時の連絡し、これらにより向上する措置はできる限り、契約先に指示し還元し努めたい。 ・業務を通じて得られるデータを吟味し、他の施設・方式との比較に努め、設備更新時に最良の要望ができるようにしたい。	・当社で中間処理(最終)を行う作業員のヘルメットとヘルメットカバー、防護服、電力安全保護具等も現場などで提供している。 ・1994年10月の事故を取り、最終的に関係責任者の研修に取り組みたい。 ・今年度から地方自治体とも契約し、カブセルや廃棄物処理部、生活系の廃棄物の収集運搬、処分も行い、廃棄物処理に努めている。	通・否
2	岐阜ナミキ (川崎区)	施設	通	通	①環境配慮 ・低公害車を使用しエコドライブを心がける。 ・職室、印刷部等として、通風機、防音シート、防振機を設置する。 ・節電に努める。節水タンクを設置し、節湯や節水剤、スチールなどの汚れ落とし等に活用する。 ・作業中は換気する。環境美化に努める。ゴミの分別と分別を徹底する。ゴミの分別の徹底が目的とした場合は指導を行う。 ・異物が発生した場合責任者に報告し原因を調べ、すぐに原因の交換などの対応をする。 ②安全性 ・設備機器を毎年度点検し点検する。また、作業後、機器の清掃と点検を行う。 ・機器に異常が発生したら責任者に連絡し対応する。 ・機器の故障及び作業時には安全対策を徹底しヘルメットや安全靴など安全装備を徹底する。 ・雨止め時の靴を濡くなどし、転倒に注意する。	①研修・教育 ・作業前後に全員で清掃する。 ・他職、一日の作業予定を全員で打ち合わせし確認する。 ・毎週1回で8(危険予知活動)を実施する。 ・有資格者以外に業務及び設備を用いた作業には従事しない。 ②研修体制 ・従業員：9人体制(常勤5人、非常勤4人(内市内委託2人)) ・指示系統：社長→専任→本社事務課→北都市環境責任者→作業員(市は本社事務所に指示) ・その他：処分関係研修者1名、収集運搬関係研修者1名、廃棄物受委託に係る実務研修会受講者1名(専任)	・1ヶ月毎に処理目標、1日の処理計画を立て、人員シフトの管理、データの整理を行うとともに週1回実績報告会を行い、結果を伝える。 ・人員のシフト表を保持し、1日の日報を記入管理することによってコストを削減する。	・平成21年に川崎ナミキ・エシエンション工業団地にリサイクル施設を開設し、低公害車、防音機1台、防振機1台、印刷機2台、(廃棄物処理部、廃棄物処理部、廃棄物処理部、廃棄物処理部、廃棄物処理部)など、施設内に最も最新の設備を設置し、外トイレや植木の水道に活用している。 ・21年度の成績：廃プラ量：54.1トン ・22年度の成績：廃プラ量：54.1トン	通・否

No.	事業者（店名）	事業の種別	業種	施設	事業計画				留意点（意見・要望）
					環境配慮・安全性	研修・教育及び雇用体制	業務改善	実績等	
3	川崎北部市場流通サービス株式会社 （常盤区）	接客	流通	流通	①環境配慮 ・牛乳・肉などの廃棄物を迅速な処理に努めるために、廃棄物スクローラを迅速に処理できる体制を整える。 ・廃棄物事務手配処理管理マニュアルに基づき処理を行う。（処理の遅延・漏出・悪臭発生防止、節電等の定期点検等、作業環境の清潔保持など） ②安全性 ・悪臭・振動等の改善設備を整備し、適切に稼働するよう定期的な検査・補修を行う。また、排気管に対しても健康面・衛生的な作業環境の維持という面から協力（排気管の処理や分別排出）の必要性を呼びかける。 ・再資源化物の品質向上のため、再資源化を行う前に汚れ、ラベル、その他の損傷を除去する。 ・動力スクローラを利用あるいは販売できる形態に加工する。 ・廃棄物事務手配処理管理マニュアルに基づき処理を行う。（排気管の点検や調整終了後の停止確認、使用しない時間帯の電源閉鎖・遮断、安全・衛生管理の徹底、現場責任者による作業員の教育・訓練など）	①研修・教育 ・設置の原理や応急手当て等に基づき研修マニュアル（購入、新処理・補修、中間処理・給油調整）、処理後の処理、緊急時連絡体制等）を作成して教育を行う。 ・作業マニュアルによる教育を行うとともに、防火部隊や応急手当ての教育を行う。 ②雇用体制 ・従業員：16人（常勤16人（内市内居住14人）） ・給与系統：代表→サードマネージャー→部長→業務課事務 ・その他：収発・営業課長、処分課長（社長）	・人件費削減等を中心とする再資源化コストの削減 ・再資源化製品の利用促進 ・再資源化に係る支出の処理責任に際しては透明・公平に	・北海道関係機関に廃棄物スクローラ協力（中野地区）が必要が生じ、当初は廃棄物の処理施設が不足して対応した。その後、市域内の特定区域に併設・並行設置内に、処理施設を稼働した。処理量も年々増加を続け、廃棄物スクローラを廃止する処理場に決定してきた。	適・資
4	株式会社川崎北部市場流通サービス株式会社 （川崎区）	接客	流通	流通	①環境配慮 ・臭気対策として、活性炭を決められた間隔ごとに交換する。 ②安全性 ・作業員に対し、作業管理責任者を置く。作業従事者は、管理責任者の指示により作業を行うことを徹底する。また、管理責任者は、作業従事者に対し定期的に教育を行いレベルアップを図る。 ・メーカー取扱説明書に基づいた作業手順書を作成し、作業効率の向上、安全等、事故防止に努める。 ・日直を確保を作成し、事故や機械の故障等の未然防止に努める。	①研修・教育 ・緊急事態を考慮したマニュアルを作成する。 ・管理責任者への教育として、緊急事態管理のための教育をメーカー、関係団体等の研修会などへ積極的に参加させる。 ・作業従事者への教育として、作業教育、安全教育、緊急事態対応教育等を管理責任者が行う。 ②事業執行体制 ・従業員：6人体制（常勤：4人、非常勤：2人（常勤は市内居住者を予定）） ・給与系統：本社作業管理責任者→作業主任→作業従事者（本社、責任者が市との窓口になる。） ・その他：産業関係物処理講習修了者（2名）、環境講習システム、エコループ認証を取得	・作業員個々の負担、ムラのない作業方法を整定し、随時見直しを図ることにより追加時間の短縮を図る。（メンテナンス時間の確保・電力使用量の削減） ・作業従事者への教育と徹底して行い、業務体制を整え廃棄物を削減することにより作業効率を上げ、作業時間を短縮しコスト削減を図る。 ・消費電力を削減を行うことにより、常に正常な状態での作業を確保し、故障、故障の発生リスクを低減させる。このことによりメンテナンス費の削減や過剰な運転などを回避して電力費の減少につなげていく。 ・排出事業者とのコミュニケーションも徹底し、必要なこと・やるべきことを確認し合うことも徹底し、その減少やコスト削減への教育につながるものと考え	・初期段階で廃棄物スクローラの汚れやメンテナンスの必要が、品質なリサイクルの処理や作業効率の改善に必要であることから、排出責任者と処理業者との相互理解が重要であると、これまでも当社の経験から考えている。 ・平成15年、既方のもう一度の試験許可の他に別途、廃棄物の試験許可を追加し、市を最終処理場として再生しリサイクルしている。 ・平成15年、既方のもう一度の試験許可を追加し、市を最終処理場として再生しリサイクルしている。	適・資

No.	事業者（店）	所在地 （市）	事業 種別	業種 分類	提 出 書				審査 結果（注）
					環境配慮・安全性	訓練・教育及び管理体制	施設改善	実績等	
					①事業に環境・安全に関与している人 ②事業に環境を維持する設備についているか	①訓練・教育について資料を提出がされているか ②適切な管理と教育を事業活動の場で行っているか	①安全対策・施設等の整備等について資料を提出がされているか	事業から発生するCO ₂ 、その他温室効果ガス削減対策について資料を提出がされているか	
5	株式会社 清水野郎園 （本店）	田名	遊	遊	①環境配慮 ・遊園の遊具等を2工場で購入し、より年間以上稼働し、事故や労働災害、地域住民からの苦情も無い。 ・活性炭による脱臭により大気汚染対策を実施する。 ・インプラントは、再生原料として国内外の樹種加工メーカーに有償売却する。 ②安全性 ・従業員の安全化のため、非接触への注意喚起を目視により鳥物侵入を防ぐ。併せて、照（LED照明）製遊具物の購入にも注意する。 ・景観の安全化のため、外観景観の状況に応じて、細部に樹木等の調整を行う。 ・日食の保守管理、管理台帳により設備の安全化を図る。	①訓練・教育 ・会社員をワークショップに集合させ社員教育を取り組むと実施する。（オンラインコース、完全新卒者、遊具他処理法等） ・業務マニュアル、常駐作業マニュアルを全社員へ配布し共通認識で作業に取り組む。 ・毎月社内報を作成配布し社員教育を奨励し、レベルアップを図る。 ②事業執行体制 ・直轄員（常勤）：8人体制（内7人は市内居住） ・指示系統：社長の下環境・現場社員 ・その他：以高須野郎園（東京都・神奈川県）、知多賞（中間処理）の許可（東京都・徳島県）、川崎市（環境）、神奈川県（各地）	・遊具等の削減、省力化が必要であるため、川崎区と川崎市の工場間の人材交流等を通じて対応を検討する。 ・受け入れ業務プロセスの品質確保（異物混入、汚れの防止）については、樹木事業者との協力関係で改善可能と考えられる。 ・当社のインプラントの販売先は、日本最大の再生プラスチック取扱業者であり、国内外に安定した顧客を確保し、新規増加分も確保されている。 ・当社は、川崎区と川崎市にそれぞれ、6トン/日の設備を保有し、3から5日稼働しており緊急時の対応に備えている。 ・1層に500kgを積込できる専用トラックを保有しているため、設備使用不能時の緊急対応が可能である。	・遊具用スチロール樹脂の支援（平成22年度）、川崎区1トン/2リットル/年、神奈川2トン/年 ・エコアクション2.1の取得（2017年2月5日～2018年2月4日） ・環境方針：①実施に関する法的基幹事項を遵守、②廃棄物のリサイクル化の促進、③遊具等の改良更新での環境負荷低減を支援、④グリーン製造を積極的に展開し、コピー用紙使用量の削減化を目指す、⑤環境管理システムの継続的改善を図る。	通・否

第2回北部市場廃棄物適正処理検討委員会

日 時 平成23年6月24日（金）13時30分から14時30分まで

場 所 第1会議室

出席者 川崎中央青果㈱取締役会長 本田宏行

川崎丸魚㈱専務取締役 藤川勝敏

横浜魚類㈱川崎北部支社取締役支社長 柳秀保

川崎北部市場水産仲卸協同組合理事長 種村誠二

川崎北部青果仲卸協同組合副理事長 西村英朗

川崎市中央卸売北部市場商業協同組合理事長 斉藤幸雄

開設者 栗原市場長、成田管理課長、鈴木管理係長、谷津、山内（報告者）

（ ） それでは、皆様お集まりですので、少し早いですが始めたいと思います。第2回の北部市場廃棄物適正処理検討委員会ということで、今回は入札参加申し込みの意思をもって実際に提案をしてきた業者の入札参加資格について、審査を行います。それでは、最初に委員長からご挨拶をお願いいたします。

（ ） 今回は第2回の委員会ということで、7月7日の入札前の事前審査を行っていただくため、お集まりいただきました。前回（5月28日）の委員会では、委員会の設置についてご承認いただき、スケジュール等についても協議していただきました結果、業者の推薦、通知の送付や説明会等をスケジュールに沿って進めてきたところでございまして、本日、業者の方から提案書の提出がありました。まず審査の内容等について事務局のほうからご説明させていただきたいと思います。

（ ） （資料により審査基準・方法について説明）

提出資料のうち、提出書類一覧表1～6については事務局で審査済みでございます。7～10の提案書について、本日皆様に審査していただきたいと存じます。入札参加の可否につきましては、委員の過半数を以って決するものとし、可否同数の場合は委員長の決するところによるものとします。

（ ） 審査について確認の意味も含めて説明させていただきましたけれども、ここまですべてご質問等ございますか。

（ ） 業務経験が5年とか10年とかそういったことは考慮されないのですか。

（ ） そういった部分も加味して、委員として審査いただければと思います。

今回、形式的な部分については、事務局で審査済みではございます。提出書類については、添付していませんが、原本もこちらに持ってきておりますので、後ほど見ていただくことも可能です。それでは、5社から提案をいただいておりますので、1社ずつ説明をお願いいたします。

(鈴木係長が資料により 1 社毎計 5 社の提案内容に説明し、委員長の栗原市場長が各社毎に可否について決を採り、全社とも入札参加は全会一致で可となった。)

() では、審査の結果、全社参加は可ということになりました。それと、申し訳ございませんが、提案に関する資料につきましては後ほど回収させていただきます。

次に、入札の方法についてご説明させていただきたいんですけれども、これは本市からの提案ということですので、委員の皆さんで御審議いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

() 落札者は第 3 位まで決定し、1 者のみの応札の場合は話し合いにより随意契約とします。第 1 位が同額の場合は、くじにより決定するものとします。

() 市の入札であれば予定価格の中で最低価格で入札した 1 社を決めればよいのですが、今回は環境局の審査がありますので、もし落札者が審査を通らなかったときに、もう一度この手続を行うのは時間もとりますので、万一来備えて第 3 順位まで決定しておきたいということでご提案させていただいております。

私どもとしては、こういったやり方でいかがでしょうかということで提案させていただきますが、皆様どうでしょうか。

() 特にありません。

() さんはいかがですか。今回 3 位まで決定するという事で幅を持たせていただきたいという提案なんですけれども。

() 理解しました。

() 選定は最終的には価格で決めざるを得ないんですけれども、5 社全てから様々なご提案をいただいておりますので、安かろう悪かろうにはならないと考えております。では、このような形で入札を行うということによろしいでしょうか。

() 可。

() ありがとうございます。

では、皆様にとって影響も大きいと思いますが、処理業者と排出者で個別に締結する契約書の案について、現行の契約の内容も踏まえて我々の方で提案させていただきますと思います。それでは説明をお願いします。

() (契約書案について資料により説明)

数量については予定数量を記載していただきます。収入印紙の額も予定数量に契約単価を乗じた総額に基づき決定されます。

処理業者に通知すべき情報については、廃棄物データシートにまとめて、契約書に添付という形で考えてございます。

また、前回の委員会でお話のありました単価変更も含め、契約変更に係る条項は、書面上削除すべきではないので、そのまま残しております。ただ、書面上はこのような形ですが、実際には、契約期間の短縮以外の場合は、当事者間の決定

によらず、当委員会に諮るようにするという事で考えております。

最後に、契約期間については、現行の自動更新に関する条項を削除し、平成 25 年 3 月 31 日までとします。

() 今、説明させていただいたところ以外に変更はないと考えていただいて結構です。

() こちらは各団体で御確認いただければと思いますけれど、何か今聞いておきたいということがあれば。

() 前の契約書で、月あたりの最低排出量があったと記憶しているんですけど、処理をお願いする可能性があれば契約を行うべきとは考えてますが、そこまで厳密にやらなければいけないということなんじゃないかな。

() それはご自身の判断で契約すればよいのではないですか。印紙についても額が少なければ必要ありません。

() そうなんですか。

() 排出しないのに契約する必要はありません。

() 古い話なんですけれど、契約している業者数を市から教えられないと言われたことがある。今後は排出している業者のみが契約するという形になる。

() 排出する可能性があれば、不法投棄しないよう契約する必要はある。

() もし 10 月から排出するというのであれば、10 月から契約すればよいことになる。

() その場合、契約期間を合わせて変更すればよい。契約者の情報は個人情報ではあるが、契約者の総数くらいは市で把握して教えることもできると思う。

() 何故、こういうことを気にするのかといいますと、従前に契約者の総意でない業者の変更はできないと言われたからです。

() 現在はそういった考え方ではなく、委員会で業者を決定する方式で今後も進めたいと考えてますので、ご理解ください。

() わかりました。

() 先程のお話で、期間限定で契約できるということでしたが、そのメリットはあるのでしょうか。

() 発泡が発生した方は、必要に応じて契約できるということです。

() 随時、ということですか。わかりました。

() 今回入札参加申込をされる 5 社にはどういった内容の契約になるのか提示する必要があると思いますので、本案を来週中に送付する予定です。

() 最後に添付しておりますが、業者あて説明会を行った際の資料と、いくつか質問がありましてそれについての回答になります。

説明会の様子等で何かあれば説明をお願いします。

() 説明会は 6 月 14 日に見学も行い、併せて処理の流れ等を確認していただきまして、その後に質問が数点ありました。資料については後ほど御確認ください。

() 説明会に来ていただいた業者は皆さん非常に熱心だったと聞いております。

では、次回7月7日ですが、皆さんのご出席は大丈夫ですか。

() 私は大丈夫です。

() 当日は、入札の立会いということで、公明正大に進めるため、委員の方は何名か出ていただければと思います。その他何かございますか。

各委員のところに、選定に関して電話があるかもしれませんが、それは委員として答えることではないと言って頂いて結構ですので、全て市のほうに聞くよう言ってください。入札に関する情報というのはオープンにすべきではございませんので。

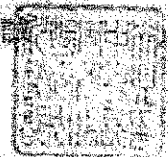
それでは、本日はありがとうございました。

18川経北管第495号

平成18年9月8日

川崎北部市場運送サービス株式会社
代表取締役 東 尾 幸 輝 様

川崎市中央卸売市場北部市場
市場長 稲 坂 謙 二 様



廃発泡スチロール処理の適正化に向けた課題等について（依頼）

初秋の候、貴社におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、北部市場における廃発泡スチロールの処理につきましては、川崎市環境局から、排出者を川崎市としていること及びマニフェスト等の取扱いについても産業廃棄物処理法に照らし、不適切との指摘を受けており、早期に改善することが必要となっております。

開設者としましては、平成19年4月からは、産業廃棄物処理法に規定する排出者と処理業者の直接契約による処理及びマニフェストの適正な執行による処理を実施していきたいと考えております。

つきましては、これらの移行に伴う課題、問題点につきまして、貴社の御意見をお聞きしたいので、平成18年9月14日（木）までに書面にて御回答くださいますようお願いいたします。

（経済局中央卸売市場北部市場管理課担当）

平成18年9月21日

川崎市中央卸売市場北部市場
市場長 稲坂 誠 様

川崎北部市場運送サービス株式会社
代表取締役 東尾 幸輝

廃発泡スチロール処理の適正化に向けた課題等について（御回答）

日頃よりのご指導・ご鞭撻心より御礼申し上げます。

さて、平成18年9月 8日ご依頼の表記課題につき、適正処理移行に関する問題点を別紙にてご提示申し上げます。

今後の取り組みまた解決へ向けてのご参考にしていただければ幸いに存じます。



産業廃棄物（廃発泡スチロール）処理に関する課題

まず北部市場における産業廃棄物処理業務（廃発泡スチロールの処理）について、他市場と異なりいろいろな制約のもとに、川崎市独自の処理施設として許可されたことを、開設者及び排出事業者が再認識し、今後の適正処理実施に着手すべきと存じます。

1. 北部市場における廃発泡スチロール処理の基本事項

- イ. 場内で発生した廃発泡スチロールの処理は、場内許可業者が場内にて処理を行う原則の再確認。
 - ロ. 場内処理を行うべき処理業者は、北部市場内の産業廃棄物処分の許可を受けた許可業者（川崎北部市場運送サービス株式会社）であること。
 - ハ. 処理施設設置及び廃発泡スチロール処理を行う上での、排出事業者及び処理業者の産業廃棄物処理法の遵守。
 - ・ 委託契約（個別契約を行い排出事業者・処理業者を明確化する）
（協議会と称する圧力団体設置による法律違反等の強要廃止）
 - ・ 管理票（マニフェスト）の完全実施
- 上記の基本事項が守られるのが、開設者・処理業者・排出事業者の最大ポイントだと思われます。

2. 市（開設者）との関連事項

- イ. 処理業者（川崎北部市場運送サービス株式会社）と開設者との問題
 - ①. 委託問題（入札）はどうなるのか。
 - ②. 開設者として、川崎北部市場運送サービス（株）に対し、廃発泡スチロール処理業務を全面的に任せる意志があるのかどうか。
（任せられるのなら、文書にて明文化していただきたい）
 - ③. 排出事業者に対する対応
開設者との委託業務としての契約がなくなった場合、産廃法に基づき厳しい適正処理を行わなければなりません。
現在の業界（排出事業者）は、法律遵守の現状認識が薄く不法

投棄や処理に対する法律違反等の多発も考えられます。

適正処理を運営してゆくためには、排出事業者の対応に対し、開設者も積極的に処理業者を支援していただけるのか。

ロ．施設問題

①．現在使用中の溶融機械・処理施設・計量器等の使用権限について

- ・期間は、最低産業廃処理業許可期限の5年以上は可能かどうか。
- ・契約は文書にて取り交わせるのか。
- ・その使用料どうなるのか。

②．諸経費

- ・溶融機械等の修理・メンテナンス費用は、どうするのか。
- ・電気・水道等費用負担はどうするのか。

3．排出事業者との関連事項

イ．業界（水産・青果・関連）の各排出事業者が上記の様な各種の問題を含む産業廃棄物処理として、廃発泡スチロールの処理がなされていると云う認識があるのか、今後どう周知徹底させるのか。最近水産及び環境部会の役職者の適正化処理実施に向けての話し合いと称するものでも、産廃処理法を遵守し適正処理を行おうと云う認識は感じられず、処理費用（金額）のみに重点を置かれた法律無視の話のように思われる。

環境局及び開設者の管理監督のもとで問題是正指摘の現在の処理体系でも、処理法無視でコストしか頭にない業界に対し、法の遵守を主旨とした円滑な適正処理を行っていくために、どう対処していくかまた実現可能かどうか危惧するところです。

排出事業者には、次のような問題が考えられます

- ・業界（排出事業者）全員に対し適正な処理業務に対する周知・徹底
- ・不法投棄増大時における責任問題（開設者・業界・運送サービス）
- ・処理法完全遵守のための個別契約・管理表の早期実施
- ・安定処理にたいする適正な処理金額の契約。

4．南部市場との関係

イ．南部市場の産業廃棄物処理業務はどのような形となるのか。

環境局との確認事項としての問題も残るが、現在南部市場の施設は、北部市場における川崎北部市場運送サービス（株）の処理施設の拡大として、位置付けてある。

- ・今後の処理体系の変更についてどう考えればいいか。
- ・現行の産廃処理業務委託契約（入札問題）や処理施設の貸与問題
北部市場と同様の排出事業者（業界）の適正処理の認識等の問題。

以上、適正化処理に向けての基本的な問題提起を記載させていただきました。

基本事項における詳細な細部については、上記の問題検討ののち指摘させていただきます。

北部市場ごみ処理に関する確認書

川崎市中央卸売市場北部市場の廃棄物処理に関し、川崎市中央卸売市場北部市場と川崎市中央卸売市場北部市場協会との間で以下について確認する。

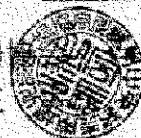
- 1 清潔な北部市場とごみ処理費用の経費削減を実現するために、屋外清掃業務委託・一般廃棄物処理業務委託・産業廃棄物業務委託の3業務委託の一元化を今まで検討してきた。しかし、業務一元化に向けた検討において、様々な課題・問題点が明らかになり、平成16年度に一旦、業務一元化問題を棚上げすることとなった。
- 2 今年度は、業務一元化システムに代わる新たなシステムを検討していくものとする。
廃発泡スチロールに使用する計量器については、今年度中に運用方法等を定め、稼働させる。
- 3 廃発泡スチロール処理については、水産物部がこれまでの検討結果を踏まえ、新システム案を作成する。
- 4 事業系一般廃棄物・廃発泡スチロール処理費については、近年の状況では、排出者責任が厳しく問われていることから、平成18年度分から業界の費用負担割合の見直しを図っていく。
- 5 廃棄物処理の事業主体を行政主体から業界主体に移管する体制作りを検討し、議論を深めていく。

平成17年4月1日

川崎市中央卸売市場北部市場
北部市場長 稲坂 誠



川崎市中央卸売市場北部市場
北部市場協会長 堀切 正



22 川経北管第 417 号

平成 22 年 12 月 6 日

水産協議会

横浜魚類株式会社北部支社 取締役支社長 榎 秀保 様

川崎丸魚株式会社 代表取締役社長 竹内 健 様

北部市場水産仲卸協同組合 理事長 土信田 志郎 様

川崎市経済労働局長 小泉 幸洋



廃発泡スチロール処理に関する要望について（回答）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から市場運営に関しまして御支援、御協力をいただき感謝申し上げます。

食品流通の多様化が加速されるなかで市場内事業者の皆様には、市場取扱高も減少し売上高もなかなか上昇しないなど経営状況が厳しさを増しており、販売コスト等経費の削減は経営者として避けて通れない課題であると存じます。

開設者といいたしましても、平成 21 年度に北部市場の役割や市場機能のあり方等、今後の方向性を示すため「中長期プラン」を策定いたしまして、平成 24 年度から施設整備事業をスタートさせますと共に、市場関係者による「活性化懇談会」も設置して「食と花のフェスタ」等の活性化事業を開催するなど、ハード、ソフト両面において事業を推進しているところでございます。

今回、厳しい経営環境のなかで皆様方の切実な思いとして提出されました要望書を検討いたしましたが、廃棄物処理法等に基づき、市場内での処分業者は 1 社しか認められない事や、施設使用許可を開設者が与えている事等のなかにおきましては、事業者の選任は開設者の責任で行うべきものと考えております。

従いまして、平成 22 年 10 月 25 日付けで貴協議会から御要望がございました、処分業者の選定を貴協議会に委託することはできませんので、何卒御理解をいただきたいと思います。

しかしながら、市場内事業者の厳しい経営状況を考慮いたしまして、今後、廃発泡スチロールの処理につきましては、次の方針に基づき関係団体との調整を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも貴協議会の御理解、御支援をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

廃発泡スチロール処理に関する今後の方針

従来の処分業者と排出事業者との個別契約を継続し次の方針で進めてまいります。

- (1) 処分業者は、市場周辺環境に配慮しながら適正に処理を行い、適正なコストで運営する事業者を開設者の責任のもと経済労働局で選定する。
- (2) 処分業者に施設使用許可を与える際に、処分業者が排出事業者と処理価格等条件面での話し合いをすることを条件とする。

平成22年10月25日

川崎市経済労働局

局長 小泉 幸洋 様

水産協議会

横浜魚類株式会社川崎北部支社 取締役支社長 榎 秀保

川崎丸魚株式会社 代表取締役社長 竹内 健

川崎北部市場水産仲卸協同組合 理事長 土信田 吉郎

要 望 書

拝啓 日頃より川崎市中央卸売市場北部市場へのご協力ご鞭撻、誠にありがとうございます。
先般、経済局にて局長を始め皆様に御願い致しました川崎市中央卸売市場北部市場の市場協会の正常化にすべくご尽力賜ると共に、当方としても正常化に向けての努力を致してまいりましたが、一向に改善の兆しが見られず残念に思っております。

昨今の経済情勢は多方面に於いても悪化の一途を辿っていますように、市場内業者の経営不振を顧みますと、「待った無」の経営改善を迫られている状況で経費見直しは緊迫の課題となっておりまして。

特に水産卸、仲卸に重く押し掛かって来ている問題が多々ございます。

その一つとして「発泡スチロールの処理」でございます。

市場を補完する経済局長にも先年の市場管理課に於ける不透明な裁定にも遺憾の意を表して戴き、市場協会の正常化を訴えと共に我々の苦しい現状を理解して戴くべき説明をしてまいり、当局からも改善の約束をして頂いたと解釈してまいりましたが、市場協会の正常化を期待していましたが、改善には程遠い現状で建設的な状況を見ることは出来ないと判断をせざるを得ません。

かかる状況をご賢察戴き、来年度の業者選定に関して、先年に設立されている発泡スチロール協議会に業者の選定業務を委託させて頂きます様、お願い致します。

先年に、青果仲卸組合、関連組合より発泡スチロールの大半を排出（95%）している水産部の決定を尊重する旨の同意を戴いている水産部（水産卸、水産仲卸）一同の総意です。

出来るだけ速やかに回答を戴ければ幸いです。

敬具

北部市場、南部市場水産物部卸売会社 川崎丸魚株式会社からの寄付金について

1. 寄付金の趣旨

北部市場、南部市場の水産卸売会社である川崎丸魚株式会社が昭和 31 年に設立され平成 18 年 1 月で設立 50 周年を迎えたことを記念して平成 18 年 3 月に川崎市に対して 100 万円の寄付が行われた。

2. 寄付金の会計上の処理

北部市場では寄付者が平成 18 年 3 月までに寄付を行いたいとの意向を尊重して、平成 17 年度の一般会計の歳入に「経費費その他寄付金」の科目を新設して寄付金の受け入れを行った。

（別紙 収納済通知書のとおり）

3. 感謝状の交付

川崎市としては長年卸売市場に貢献された川崎丸魚株式会社の申し出に感謝をし、市長名で平成 18 年 3 月に感謝状を交付した。

川崎市

収納済通知書

口座番号 009 加入者 00220-7-8903 (1) 氏名 川崎 3

ID 川崎市 収納済通知書 00220-7-8903 (1) 氏名 川崎 3
60 1710119010501340505100962542873000000010000009

口座番号 加入者 000000000000000001

川崎丸魚株式会社

17 1 01 19 01 05 01 34 05 00000 0510096254

川崎丸魚株式会社寄付金

金額 1000000

川崎丸魚株式会社
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
川崎丸魚株式会社
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

2 8 7 3 0 0

北部市場管理課



感謝状

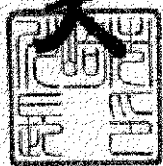
川崎丸魚株式会社

代表取締役社長 渡邊豊雄様

貴社は水産流通の向上に深い
関心を寄せられ本市中央卸売
市場事業の進展に寄与されました
のでその功績をたたえ深く感謝の
意を表します

平成十八年三月十三日

川崎市長 阿部孝夫



北部市場廃発泡スチロール処理量について(平成24年5月22日現在)

	平成23年度(¥36/kg)	平成24年度(¥1/kg)
4月	29,241 kg	26,370 kg
5月	29,875 kg	22,479 kg
6月	31,365 kg	
7月	30,805 kg	
8月	31,413 kg	
9月	33,911 kg	
10月	34,659 kg	
11月	31,329 kg	
12月	31,788 kg	
1月	26,538 kg	
2月	27,043 kg	
3月	28,592 kg	

「1 円入札」についての川崎北部市場運送サービスへの聞き取り調査

日 時 平成24年5月25日（金）13：05～13：50
場 所 川崎北部市場運送サービス株式会社 社長室
出席者 川崎市 小山管理課長、鈴木管理係長、山内職員
川崎北部市場運送サービス株式会社 代表取締役 沖島由二郎

（市）

4 月 27 日は沖島社長が来られるということでしたが、急遽ご都合が悪くなったということで田村チーフマネージャーが見えられ、田村チーフマネージャーから「1 円入札」の件についてヒアリングを行いました。5 月 23 日の市民委員会で社長から直接ヒアリングを行うよう要請がありましたので、本日は改めて社長からお話を伺いたい。

また、聞き取り結果を市民委員会に資料として提出する都合上、間違いがあるといけませんので、内容を録音をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（沖島社長）

どうぞ。

（市）

まず、田村チーフマネージャーからは4月27日のヒアリングの内容について、沖島社長に議事録を見てもらい確認をしてもらったと伺っているが間違いないでしょうか。

（沖島社長）

田村からは何も聞いていません。田村には内容をお聞きして来いと言っただけなんです。

（市）

26 日に、前日ですね、田村さんに確認したときに、社長が業者の説明会に出席するのでその場で聞けますよとそういう風に…

（沖島社長）

そうそう。そうだったんだけど、急遽仕事が入っちゃったの。

（市）

そうですね。

（沖島社長）

私行けなくなっちゃったから申し訳ないけれど、どういう話なのかということだけを聞いてきなさいと。

（市）

そうすると我々が田村さんからお聞きしていたことと違うと思いますけれど。それで田村さんが社長に確認したけれどというのは、ちょっと田村さんの方で誤解というか…。

（沖島社長）

私もそう思います。結局はこの1円入札をしたというのを書いていますけれど、ということは実際に私がやったんだから。入札したのは、田村はいませんでしたよ。あそこに参

加したのは私。

(市)

もちろんそうです。

(沖島社長)

田村が分かるわけがない。だからそのことに関しては私がこれまでの経過だとかそういうことを知っているから、田村が話すことではない。そうでしょ。

(市)

分かりました。いろいろとその、前段では誤解があったということでそれは非常に申し訳なかったと思いますので、改めて2点、ちょっと確認のためお伺いしたいと。

1点目は、これは御覧になっていないということです、市民委員会の方から昨年の7月7日にやった入札、あれについてどうして1円という、これは普通ではない額だと思うんですけど、その1円という額になった理由を教えて欲しいと。

それともう1点が、新聞の方で、これ皆さん議員の方も知ってると思うんですけど、ここで抗議の意味で1円入札をしたと。それはどういう意味なのか聞いてきて欲しいと。

その2点について、それについて今日お時間いただいて確認させていただきたいということでもよろしく願いいたします。

まず1点目から、1円入札の理由、まあこれは田村さんの認識では…

(沖島社長)

いや、田村君のは別にしてください。

(市)

別でいいですか。

(沖島社長)

関係ないから。田村が分かるわけがないんだから。そのことに対して田村が知ってるわけでもなんでもないわけだから。一職員だから。だから私が話をしますから。

(市)

ではこれはもう田村さんの発言はなしということで、改めて本日は社長からお話を伺うという形でよろしいでしょうか。

(沖島社長)

それで、そのことに関して一応ですね、何故そのような形になったのかというと、まず第1番目にですね、平成18年度頃に機械を入れ替えるという話があったわけなんです。それで環境局のほうに、新しい新規の機械を入れるということに関して、開設者のほうも行っていろいろ指導を受けてきたと。私のほうも、処理業者として機械を入れるために、申請を行うために行ったわけです。そのときに凄く強く言われたことがあるわけです。まず排出者としてですね、結局開設者が排出者というのはおかしいんじゃないかというような形のことを言われたんです。それで各排出事業者とですね、処理業者がそれぞれ契約をす

る、個別契約をしなければ、川崎市が発泡を出しているわけじゃないでしょうというような形のことで、ですから産業廃棄物処理法に則って、基づいた契約を行ってください。その点についてはマニフェストが必要ですよ、というような形のことも言われました。まあその他諸々いろんな形のものの指摘があった。その都度、開設者のほうも、そちらのほうに行って、開設者でなくて業界個別であるために、その処理業者との個別契約を行いなさいというような形の、いろんな協議も行いました。その責任の明確を、いわゆる排出事業者としての責任の明確な形のことをやりましょうと、誰が責任があるのか。ですから排出者の責任と処理業者の責任というような形のことを明確にしないと、今までのような状態ではおかしくなりますよ、場合によっちゃ許可しないような形もあった。

それで各業界のほうにもそういうかたちで環境局の講習会を開いたり、各業界ともいろんな話し合いをやったりというような形で、どうにか産廃法に基づいてですね、そのマニフェストだとかその他のことも全部やっていきますというような形で機械の設置をさせていただいたんだと、それが第1番目。

その発端の中で、当時の経済局長さんですか、その市の補助というような形のこともやはり議会で問題になりましたよ。機械の設置問題だとか或いは帰属の問題だとかというような問題がありまして、施設の使用料或いは水道光熱費、そういったもろもろ業界に補助している分をある程度は、その料金の解消ということも考えていかないといけないんじゃないかというようなかたちのこともあったわけなんです。ですから、その、施設の補助だとか補助金の解消というの、当時の開設者、あなたたちと同じような形の人たちがいろんな形で、どういうふうにやったらいいのかという形のことでいろんな協議をやってきました。こういう風な形で、今言われてきたような形のことですけれど、別個の補助金の解消のためにどうしましょうと。いろんな形のことを資料を持ってきたり私たちのほうもそういう風な形を出したりという形で何回も何回も協議をいたしまして、じゃあ今回の場合で、単価を設定しなければならない、そういうような状態の中で当時の場長さんが仲介役になって、キロ 36 円というのを決めたわけですよ。場長が仲介役になって業界の人たちともいろいろと何度も市場協会や水産業界と、或いは開設者のほうも交えて協議をいたしました。何回も何回も協議をした状態で、最終的には 36 円と単価が決まったわけなんです。補助金の問題とか施設の問題は一編にやると大変だからというような形で、その後も度々度々話し合いはあったわけです。話し合いがあったということは結局は開設者と話し合いをした。じゃあ段階的にその辺の補助金を解消しましょうということで、行政、開設者の方は知らないとおっしゃられますけれど、そういった形のことは 20 年度の方になったらば、まず土地建物の使用料を 21 年度から徴収するような状況にしていきたいと思います。それから、その次に水道光熱費を負担して頂くようにしていきたいと思います。それから 23 年度の状態からリース料をお支払いいただきましょうと。これも現在リースをされていますけれど、リースが終了すると。そういう形になると私どものほうも、トラックなんかでもそうです

けれど、再リースをすると 1/12 でいいという状態になりますから、その頃になるとある程度費用の減額が認められる、少なくなるから、そういう分に関しては大幅な負担ではないだろうということで現行の 36 円からいくらずつ、できるだけ、そのときには業界自体がいろんな形で値下げを言ってるんだから、できるだけそういう形のことは考えてくださいよと、いろんな話をやったわけなんです。ですからそのときには、いわゆるその水道代の、プロポーサルでどうするというようなことも言われてますけれど、このことに関して提案はいたしました。ではまたリサイクルして使えばいいじゃないですかというような形のことも何度も言いました。そのリサイクルするためには今のリースの中では処理業者がいじることはできないわけです。これは今リース会社がもっていることですから変更することができないということで、その後は買取をするのかどうするのかということで改造を加えていったらいいじゃないですかということで具体的な提案なんかの方もやっていってできるだけ業界のほうにはあんまり負担がないような状態で補助金の解消をしていったらいいんじゃないかということ、もう度々やってこちらの方には、沖島さんちょっと相談乗ってくれるということで来られていたんです。こちらには全然話し合いをしないというような形で議会で、さも私たちが何も話し合いをしないと、話し合いに乗らないと、単価を下げないと、というような意味合いに取れるような状態で一方的な答弁なんかもされているわけではないですか。ですから、そうじゃなくって私たちは元々あるような状態の中で次に向かった補助金解消というものを前提にした形のことをお互いに話し合っ、その分に関しては開設者も業界に対しての説明だとかその他のことはフォローしますよと言ってきてたんですよ。フォローしますと。協力してくださいと言われてました。それは確かにそういう風な形のことじゃ、言われているように補助金の解消ということは大変なことだから、いろいろ相談しながらやりましょうよというような形で我々は来たと思っています。

それで 23 年度の状態になって、それは水産さんたちが要望されたか何かは知りません、けどもそういう形の中で私たちとしては、今まで開設者のほうから 23 年度に補助金の解消をするよというように認識していたのが、さも私たちが悪いような、汚名を着せられたような言い方をされているわけですよ。実際のところ、工程表ということが、何年度にはこうしますよというような具体的な協議もされていたんですよ。そういった経過とかも私たちには全く聞かない。開設者との協議がなかった、或いは業界との話し合いがなかったというような形のことを言われてますけれどそうじゃないよと。私たちが言うのは、できるだけそういう風な形の中では、私たち処分業者のほうも頑張って補助金の解消に向けて頑張りますから努力しましょうよという風な形のほうが、一方的にその、個別契約にしても随意契約だと。随意契約じゃないですよ、個別契約ですよ。民民ですから個別契約ですよ。入札のほうでの随意契約みたいな形で、さも一方的に私どものほうが契約を、或いは入札を随意契約にしたような形を言われてます。個別契約なんです。民民で個別契約にしてく

ださいということ。私たちはそういう風に一方的に言われたということ。それで、開設者の補助金の解消ということがですね、実際にその、工程表関係だとかその他のことが、まだどうなったのかという説明も何もないわけなんです。途中で補助金は継続しますよと、今までの話はありませんでしたというようなことを私たちは全然聞いていないわけです。前の方からの話は切れたなら切れたということによって頂けないというわけですよ。それは私たちの頭の中じゃ継続しているんです。それがいつなのか。補助金の解消ということは我々処理業者が言うことじゃないじゃないですか。それは行政の開設者のほうが当然、今まで補助をしてきた人たちに解消しますよと話をしない限りは、我々が補助金がなくなるらしいですよと話をすることができるわけじゃないじゃないですか。そのことに関してはやっぱり説明する側としっかり形を分けていかなきゃいけないだろうと。それがいないために、一方的に業者選定の仕組みを取り入れて、その中で今まで話し合いをしてこなかった運送サービスが悪いというような言い方をされて、さも一方的に仕事が欲しいんじゃないのかとか、処理費を下げるのが嫌なんじゃないのかというようなことばかり言われてますけれど、先ほどいったようにもっと大きなことじゃないですかね。実際今の状態になったら、各業界からうちのほうが汚名着せられているような状態なんです、私としては。今までずっと30年間、いろんな形で協力しながら、行政のために協力しながらやってきたのが裏切られたような思いですよ。勝手にどういう風な形でやるのかと言ったならば、利害関係者である水産業界の人たちがですよ、選定委員で私たちの推薦する人間を入れるから、話によると、私たちの推薦する業者より低い単価を入れればいいじゃないかと、前も言われましたよね、種村さんが。それは談合じゃないのと。そういう風に単価を下げるだけのものじゃないでしょうと。簡単に値段だけを下げるような状態じゃ、俺たちの連れてくる業者より低い単価で入れればいいよというような形じゃない、私たちがやっていたのは。もっと補助金を、税金の無駄使いを止めましょうとっていることが、単純に単価だけ下げればいいよと、好きな業者も入れるよと。それをまして、市場長が委員長となって委員会を開くということがいかなものかと思いますよ。だから私たちは反発したんです。

最後のときにも鈴木係長にも言いましたよね、二人いらっしゃったときですか。私たちはそのことに関しては単価を下げるんだったらば、電気代、水道代、施設代、私全部払いますからと、上の人に言うてくださーいということをお伝えしたと思いますよ。お聞きしましたよね。

(市)

聞いています。

(沖島社長)

ですから、そういうような形のほうで、私たちは最初るときから信念をもってやっていこうと思っていたわけです。だから単価だけだったらば1円以下だったらないでしょ。だからそういう形での1円ではないんだよと、皆もうちょっと考えなさいよということだっ

たんですよ。そうしないと私たちやってきたこと何にもならないじゃないですか。だから皆のほうも1円でやってきたなら、運送サービス1円だったよと、そういった状況の中だったら電気代、水道代を少しでも自分たちのほうでも負担しなきゃいけないんだろうかっていう協議会は言うんだろうと思っていたんですよ、1年間のうちに。去年入札してから今年業務が始まるまでに。電気代、水道代、或いは施設代を少しは自分たちで持つ、いくらかでも負担するという話が出るだろうと期待しました。何ら一年間話し合いはありませんでした、残念ながら。それで4月1日になって、1円でやりながら、まだ始まったばかりですよ、うちのほうではこれから大変な努力をしなきゃいけないですよ、これは好き好んで1円でやったわけじゃないんですよ、どうにかして皆に分かって欲しいということだったのに、1円は大変なことだ、物議を醸した、そうじゃないんだと、私たちはそういう信念を持ってやってるわけだと。だから、単価を下げたいんだったら1円でやったら、それ以外のことも自分たちで考えられるでしょと。この前もテープで録られていたのか知らないけれど、以前1円でできますかということを探ねられたことありましたよね。あのときの報告書だって、齋藤さんは頑張ってるやっってもらおうなんて言い方じゃなかったじゃないですか。面白おかしく1円でやってもらおう、やってもらおうという感じでしたよ。あれが何で頑張ってもらおうというような形になっているのか。皆、何で私たちをそんな、税金の無駄遣いをやめようというような形のことを行政と一緒にやりましょうという人が悪くなるんですかね。ですからそういうことに対しての抗議です。これは私たちの会社の存続をかけてやっています。下手すると潰れるかもしれません。そのために必死になってやってる。だけど、ここで何かやらないと、こういうきっかけのあるときじゃないと解消できないんですよ。ですから、皆さんがそういう補助金の解消はいいんですよ、補助金は続けますと言うのであれば、私たちにも言ってくださいよ。そう言っていただければ会社がどうなるか分からなくなるまで気合を持ってはやりません。それだけの信念をもってやっています。

これまで30年間市場の中でやってきたけれど、自分たちで解消すべきことはあるんじゃないかと、努力することも行政さんに協力してもらうこともあるだろうと。だけど一緒になってこの機会を、環境局のほうも産廃法だとかいろんなことを言っていますから、法に基づいてやってくださいよと、それがグルグル変わってきちゃっている。私たちはどうしたらいいのか。いいことを自分たちでやろうとするとまずいんだなと思われるようなことはもうちょっと考えられないですよ。でも、前も言ったように1円で入札したのだから一生懸命頑張ってやります。それはもう問題も起こさずとにかくやります。必死でやります。それが私の考えだと。

(市)

はい。ありがとうございます。平成18年に当時の担当が話してから、その後担当が変わる中で途切れた話もあったんだろうと思いますので、それについては大変申し訳なく思いますし、誤解を招いた部分もあるかと思いますが率直にお詫びをいたしますし、これが

ら1年、頑張ってやっていただけるということで是非よろしくお願いしたいと思います。

ただ、市としての考えもございまして、これは市民委員会にもお伝えしていることなんです。まず一番大きい焦点のところですけど、我々の答弁等の中でも話し合いがあった、なかったということですが、社長のおっしゃることも分かるんですけど、経費負担に関する話し合いではなくて、あくまでも昨年市場長からもお伝えしたかと思いますが、平成18年度に36円で決まったと、その後にですね、果たして36円が妥当なのかどうかについて、出せる部分、出せない部分があるかと思いますが、経営が厳しいということも十分承知していると、ただその中で出せるのであればインゴットがいくらですよ、そういう情報を出していただいて、36円がギリギリのところだと、そういう説明ができれば業界の人も納得できたのかなと、そういう意味での話し合いであったということは是非、御理解していただきたい。

(沖島社長)

だから、それは誰も言っていないじゃないですか。

(市)

いや、これは我々開設者も水産業界も36円の妥当性について…

(沖島社長)

このことに関しては、ですよ。だから私たちは継続してその話があると思っていたんですよ。あなたはそういう風に言われるかもしれないけれど、補助金の解消はやらなくていいということだったら、私たちに言ってくださいよと。まずそれを言うことが一番最初でしょ。だったら私たちもそれなりに考えを出しますよ。だけど、そういうものがない状態で、私たちは当然負担の解消をしていかないといけないと思っている状態の中で、23年度のリースが終わるといような話し合いもできるような状態の中だったらですよ、それは私たちと行政さんと業界とで話し合う状態じゃないですか。途中でも水産と私たちの話があって、それでいいですよ、駄目ですよという話じゃないでしょう。それだから話はできないと。

(市)

我々の言ってきた話し合いに応じられなかったという話というのは、そういったことだと。もし社長がそういう理解であれば、我々としても説明の足りなかった部分があるので、それは非常に申し訳ないと思います。

(沖島社長)

だから結局負担がいくらになるんだということがあれば、細かく金額を算定して出すことができたと思います。だけど、最初は36円で、次10円になって、じゃあ今度は25円でやりますと。それが23年度になって急に機械も全部負担するから50円ですと。それじゃ話し合いにならないでしょ。そのために工程表があったんじゃないですか。

(市)

議会等でも説明しておりますとおり、当時の担当が、市場運送サービスさんにそういう資料を持って話をしたということは何っておりますけれども、それはあくまでも正式なものではなくて、メモ的なもの、もし正式なものであれば予算化だとか中長期プランにのってくることですがそういったこともありませんでしたが、内容は局としても重要なものと認識しておりますので、当然経費をそのまま据え置いていいとは考えていなくて、経済労働局として取り組んでいるところで、来年度は光熱水費の半分を、再来年度は光熱水費の全額を処理業者の負担とし単価に反映していただくということになっています。

(沖島社長)

この問題が起こってから、来年度はそうしますとかそういうことになるんじゃないですか。もし去年こういったことが起きていなかったら、やりますか。やらないと思いますよ。

(市)

社長はおっしゃるように、局として決定して実際にやってきていればよかったんですけど、それがされずにメモのまま動いていたと。ただ、今、社長もおっしゃってきた補助金の解消を、ようやくですが、やっているところです。

(沖島社長)

メモ的なものとおっしゃるけれど、当時一生懸命考えました。電卓をはじいて、他ではどうだろうかと、いろいろ考えながら作ったもので、単なるメモじゃないんです。そういう形でやりましょうと、業界にも話をしていますし、当時の業界、関連や青果からは補助金の解消ということを要望書まで出したこともあるじゃないですか。あれは単純にメモ書きとかそういう問題じゃなくて、当時一生懸命やろうという人たちがいたんですよ。私たちにはどういう風になるかまでは分かりません。ただ処理業者として、そういう取組みの中で考えに賛同して協力してきた。協力してくださいとも言われました。何年前かに忘れましたが、当時の管理課長さんと係長さんが来られて、前のおり電気水道代は来年度から沖島さんのところで持ってもらいます、お願いしますね、ということまでありましたよ。それはしょうがないですねと、ただ処理単価には多少跳ね返るんですかねと、そういう話し合いもしてきているんですよ。メモ書きがあったなかったではなくて、私はそういう話を実際に聞いているんですよ。賛同してやってきたんです。ただ今後、負担を解消していくということは結構だと思いますよ。だけれど、やはり、我々が何もしてこなかったというような汚名を着せられていることには憤慨しているんです。

(市)

社長のおっしゃることは分かりますけれども、当時正式なものとなっていなくてメモ書きだったということもありますので、多少話のズレがあったと思うんですけどね、今は経費の見直しをしております。それとですね、話し合い云々ということも重要ですけども、19年から36円という中で選定がなされなかったということが局として問題だったと

思っております。

(沖島社長)

選定とは。

(市)

公平公正なやり方で、例えば昨年行った人札方式もありますけれども、誰が見ても公平だと。

(沖島社長)

昔やっていた市の人札は公平じゃないですか。

(市)

17年までの人札は公平だと思っています。市民になってから、排出者の意見もある中で、選定が行われなかったという事実はあると思います。

(沖島社長)

産業廃棄物の処理というのは、排出者と処分業者の個別契約をしないと。組合とのではないですよ。水産業界が、ではなく全部の業者と契約をするんですよ。

(市)

個別契約というのは、廃棄物処理法の話で、まさに社長がおっしゃるとおり、排出者は自由に自ら許可をもった処理業者に処理を委託すると。ただ、うちは市場内に処理施設が一箇所しかなく、排出者が処理業者を自由に選ぶというわけにはいかないので、公平なシステムをもうおけて選定せざるをえない。

(沖島社長)

だから、平成18年度のときに、許可を川崎市から取ったじゃないですか。処理業者として。だから、そのときに文句があればよかったじゃないですか。行政のほうもお願いしまし、環境局に行ってくださいよと言ってきたじゃないですか。一日に何度も行ったんですよ。

(市)

そのときに選定の…

(沖島社長)

選定どころの騒ぎじゃないですよ。そのときは機械を設置できるかできないかだったんですから。設置しないって言ったんですから。

1円でやってうちがどうなるかもわからない時期に選定だって、そんな非常識な話はないでしょう。仕事を頼むうえで、始まったばかりですよ。万が一に備えて資金繰りも考えている最中ですよ。そんな状態で公明公正に選定をしますというほうがおかしいんじゃないですか。そう思いませんか。安ければいいということなら、話し合いが一回ももたれないじゃないですか。あなたたちのいうように。

自分たちの好きな業者を連れてくることは公平ですか。我々処理業者は選定される立場

ですよ、今は。それはちょっとおかしいんじゃないですか。

(市)

ですから、あくまでも排出者が主体となって選定する…

(沖島社長)

排出者じゃないですよ、処理ですよ。排出者というのは出すほうですよ。よくユーザーとか言いますけれど。間違えないでくださいよ。川崎市としてはここに施設はないほうがいいでしょう。

(市)

できればというかですね、本市としては、市場内で出た発泡スチロールについては市場内で処理することが適切だと考えています。

(沖島社長)

そうですね。それは何故ですか。

(市)

処理施設が市場内にはあの一箇所しかないからです。

(沖島社長)

そうでしょう。それをやったのは私たちです。当初、馬組のほうでやっていたけれど、市場内で出た物を他所で処理するのはいかなものかということは、私たちが言ったことですよ。そういったことをいろいろやってきたんですよ。係長、あなたのいうことは業界の言うことですよ。そのあたりは開設者としても考えてもらいたい。納得できないんですよ。言うことは分かりますよ。市場特有の排出物ですからそういうものはできるだけなくなっていくといけない。税金を投入すること自体おかしいんですよ。処分場自体閉鎖でもいいんですよ。ただ、お客さんのいうことを聞かないからということをしていたら公平じゃないですよ。それこそ公務員の言うことではないでしょう。そこはあくまでも私たちはそうは思いません。

(市)

手放してどうぞということではありません。民民だけでやらせるわけにはいかない部分もあります。公設の市場ということで、環境配慮ですとか、きちんと処理ができるかどうかは見ていきますよと。

(沖島社長)

それは当然ですよ。むしろ開設者ではなくて処分業者がやっていくことなんですよ。市の方の入札では、排出者への指導監督も、不法投棄だとか、いろんな違反者に対する指導等も任されてたじゃないですか。だから一生懸命やってきたんですよ。一方的に公平じゃないとか言われることは止めて頂きたい。入札とかも一生懸命やってきたし、いろんな思いの中でやってきています。やはり自分たちのことだけのことじゃなくて、先々のことも考えてもらわないとそこは違うと思いますよ。私たちとしてはこれでいいのかなと、会社

の存続について心配で眠れないこともありますよ。それでもどうにかしてやっていこうと、自分たちが見張っていかないといけないとやっているのに、市場の中で悪者扱いされている。せっかく協力してきたのが、名誉毀損で訴えたくなるようなことも書かれている。私は自分でもそんなに悪いことしてきたとは思っていませんよ。税金の無駄遣いを皆で考えていこうと、それこそ開設者の人にも応援してもらえるような状態ですよ、それが本当の私の気持ちです。

(市)

今、お話を聞きまして、1円人札の理由と抗議の意味合いについて何うことができたのかなと思います。今日お聞きした内容については、議会にしっかり伝えていきたいと思います。

(沖島社長)

議会に出す前に一度確認させて欲しい。間違って伝わってこれ以上悪く言われてしまうと困る。

(市)

摘録という形にして、社長に確認して頂いてから議会に出しますので。

(沖島社長)

業界に言われても、行政さんには協力してやっていきますから。よろしくお願いします。

(市)

本日はありがとうございました。

廃発泡スチロール処理の費用等について (工程表)

平成20年度に処理業者から土地・建物等(※1)の使用料の支払いについて協議し平成21年度から徴収する。



平成21年度に処理業者に光熱水費(※2)の支払いについて協議し平成22年度から徴収する。



平成22年度に処理業者に市のリース期間が終了(平成23年6月30日までリース期間)する後の支払いについて協議をし、平成23年7月1日以降、リース料(※3)を支払ってもらう。

注 段階的な処理業者への費用徴収による経費増大に伴い、処理単価の上昇が予想されるため、排出事業者への協議、説明、説得等も必要となり、費用徴収には相当の困難が予想される。

※1 土地代 $650\text{m}^2 \times 120\text{円} \times 1.05 \times 12\text{ヶ月}$
 $= 982,800\text{円}$ ①

建物代

倉庫 $348\text{m}^2 \times 900\text{円} \times 1.05 \times 12\text{ヶ月}$
 $= 3,946,320\text{円}$ ②

事務所 $30\text{m}^2 \times 900\text{円} \times 1.05 \times 12\text{ヶ月}$
 $= 340,200\text{円}$ ③ *500+✓*

①+②+③=5,269,320円

a 10.5

※2 光熱水費 平成18年度 4,723千円

a 9.5

※3 リース代 発泡処理機 $957,600\text{円} \times 12\text{ヶ月}$

$= 11,491,200\text{円} \times 0.1$

$= 1,149,120\text{円}$ ④

計量器 $40,950\text{円} \times 12\text{ヶ月}$

$= 491,400\text{円} \times 0.1$

$= 49,140\text{円}$ ⑤

④+⑤=1,198,260円

a 2.4

※ 最リースの料金をリース料の1割と想定した。

合計 11,190,580

a 22.4

平成18年度 廃発泡スチロール処理経費

支出合計	41,304千円
※ 負担内訳	
○行 政	19,956千円
●業 界	21,348千円
※ 経費内訳	
★ 業務委託費	<u>27,300千円</u> ①
★ 減溶処理機リース代	<u>8,912千円</u> ②
・ 1号機再リース代	109千円 ア
・ 2号機再リース代	185千円 イ
・ 新規リース代	8,618千円 ウ
★ 計量器リース代	<u>369千円</u> ③
★ 光熱水費	<u>4,723千円</u> ④

$$①+②+③+④=41,304千円（支出合計）$$

$$ア+イ+ウ = 8,912千円（減溶処理機リース代）$$

$$（①+④）\div 3\times 2=21,348千円（業 界）$$

$$41,304-21,348=19,956千円（行 政）$$

廃発泡スチロール処理施設等の免除について

1 経 緯

廃発泡スチロールの処理については、平成18年度までは、北部市場（市）が排出事業者として、廃発泡スチロールの処理を処理業者に作業を委託し処理を行ってきた。この処理の仕方（契約方法等）について以前から「環境局から、開設者が廃発泡スチロールを出している訳ではないため、開設者が一括して発泡スチロールの処理作業委託契約をするのは法律上問題がある」との指摘があった。

《産業廃棄物処理法で廃発泡スチロールは各排出事業者の責任で処理することになっており、これを委託する場合には、処理を委託する処理業者とそれぞれ契約をし、マニフェストを交付して処理を依頼することになっている。》

このため、平成19年度実施に向け、各排出事業者が処理業者と個別契約をし、マニフェストを交付する処理方式の移行に向け平成18年度中に市場内排出事業者、処理業者と協議し、合意を得る必要があった。（環境局との話し合いの中で、平成19年度には適切な処理契約等をする旨約束をしていた。）平成18年度は廃発泡スチロール処理費の3分の1を開設者（市）が負

担し、排出者の負担を軽減（平成17年度までは経費の2分の1の軽減）していたが、排出事業者と処理業者との個々の契約に移行した場合、費用の軽減が出来なくなるため個別契約に移行するに当り、経費の問題が大きな障害となっていた。

2 交渉

平成19年度に各排出事業者と処理事業者との個別契約に移行するに当り、今まで通りの経費軽減（処理施設の無償使用、処理機のリース代の開設者負担等）や処理単価の低価格化を強く場内事業者が主張していた。そこで、平成19年度に適正な処理契約に移行するために、何度も市場協会や処理業者と協議した結果、法に沿った適正処理移行を優先し、過去の経緯や、市場運営の円滑化も考慮し、平成19年度については、廃発泡スチロール処理施設や土地、処理機械等の費用については開設者が負担する事とし、平成20年度以降についても状況の激変が無い限りにおいては継続する方向で考える旨を伝え、やっと市場協会、処理業者との合意にいたった。この事については未来永劫に開設者が費用を負担する事にはならない事、いずれかは、費用を出してもらう事になる旨を市場協会、処理業者に伝えた。（ただし、状況の変化によっては直ぐに費用の見直しが入る事もありえる事は説明をした。）